

消費者トラブルは消費生活センターへ

—静岡市消費生活センターのご案内—

静岡市消費生活センターでは、専門の相談員が消費生活に関するさまざまな相談（事業者との契約での困りごと・製品を使ってケガをした等）を受け付けています。また、消費者トラブル防止のための出前講座などの消費者教育を推進しています。

●消費生活相談の連絡先（静岡市にお住まいの方）

市消費生活センター
相談専用  **054-221-1056**

●相談時間 月～金（祝休日、年末年始を除く）9～16時

ひとりで悩まず、相談しましょう！

●相談窓口の場所
◎静岡相談窓口 静岡市役所静岡庁舎1階
◎清水相談窓口 静岡市役所清水庁舎4階



市消費生活センターイメージキャラクター「かいけつ！ハナミン」

●消費者ホットラインについて

消費者ホットライン  **188**（泣き寝入りは“い・や・や”）

消費者ホットラインは全国共通の電話番号でお住まいの地域の消費生活相談窓口につながります。また土日祝日（年末年始を除く）についても10～16時の時間で（独）国民生活センターにつながり、消費生活相談ができます※。市外に住むご家族などが困っていたら教えてあげてください！（市民の方もご利用できます。）

※開設時間・日時・臨時的な休止等の最新情報は国民生活センターHPでご覧ください▼



●消費者トラブルの例と防止のためのポイント

・悪質な点検商法

屋根や水道などの無料点検と言って訪れ、「このままでは危ないので工事を」などと事実と異なることを言って不安にさせ、契約を結ばせる手口。

Point

不安になってもその場で契約しない。説明が本当か、高額ではないか、複数の事業者から見積りを取って検討を。

・儲け話（副業・投資など）

「誰でも簡単に儲かる」「絶対に儲かる」など根拠のない文句で勧誘し、情報商材やサポート費用等の名目で金銭を要求する

Point

簡単に儲かるうまい話はありません！

契約はくれぐれも慎重に。契約内容などに疑問を感じたら、消費生活センターに相談しましょう。